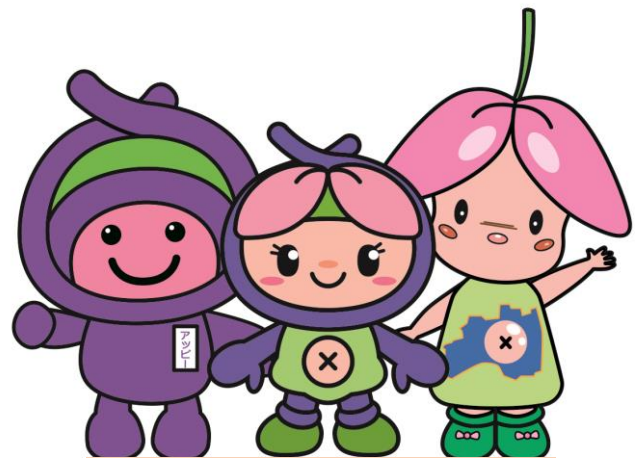


本宮市
第5期障がい福祉計画・
第1期障がい児福祉計画



平成30年3月
本宮市

はじめに

本市では『水と緑と心が結びあう 未来に輝くまちもとみや』の実現に向け、市の総合計画において「共に支えあうやさしいまちづくり」を基本目標の一つに掲げ、障がいのある方の地域生活支援や就労支援の充実に取り組むとともに、介護・自立支援の環境づくりを進めてまいりました。



国においては、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、平成26年1月には「障害者権利条約」を批准したことにより、障がいのある方の権利を保護し、教育や就労、地域生活などあらゆる面で、より不自由さを感じる事のない社会環境づくりを進めることが求められています。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいのある方もない方も、住み慣れた地域でともに支え合い、差別のない豊かな社会づくりを推進していかなくてはなりません。

このような状況を踏まえ、本市では、平成27年3月に策定した、「本宮市障がい者計画」の基本理念実現に向けた実施計画的な位置付けとなる「本宮市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」をこの度策定いたしました。

本計画は、平成30年度から平成32年度を計画期間として、国が示す活動指標である「施設入所者の地域生活への移行」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」、「福祉施設から一般就労への移行」、「障がい児支援提供体制の整備」等の成果目標を定め、各障がい福祉サービスの見込み量を設定したものです。

結びに、本計画の策定にあたり、本宮市保健福祉行政推進協議会はじめ、あだち地方地域自立支援協議会、多くの障がい福祉サービス事業者の皆様からご助言を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

も く じ

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 基本方針	3
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の対象	4
第6節 計画の策定方法.....	4
第2章 本宮市の障がいのある方を取り巻く現状.....	5
第1節 本宮市の概況.....	5
第2節 障がいのある方の状況.....	6
第3節 アンケート調査結果からみる現状.....	10
第3章 障がい福祉計画	19
第1節 成果指標と活動指標.....	19
第2節 成果目標の設定	20
第3節 活動指標（各障がい福祉サービス見込み量）の設定	23
第4章 障がい児福祉計画	41
第1節 成果目標の設定.....	41
第2節 活動指標（各障がい児福祉サービス見込み量）の設定	42
第5章 計画の推進に向けて	46
第1節 障がいのある方の生活を支援するネットワークの構築	46
第2節 推進体制の充実.....	47
第3節 計画の進行管理体制の確立及び公表・周知	47
資料編.....	48

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国においては、これまで障害者権利条約を批准するために障がい※1者にかかる各種の国内法の整備が行われてきました。また、これからの高齢化社会、人口減少社会における新たな福祉のあり方についての議論が進められており、「地域共生社会の実現」を福祉施策全体で目指していく方向性が示され、「地域」を基盤とした包括的な支援体制を構築していくことが求められています。

障がい者福祉に関わる法整備としては、平成28年6月に障害者総合支援法・児童福祉法の一部が改正され、障がいのある方の望む地域生活支援の対応、障がい児の多様化したニーズへの決め細やかな対応（特に医療的ケア児への対応）、サービスの質の向上に向けた対応が求められました。市町村は、障害者総合支援法・児童福祉法で規定する「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」を策定し、その中で対応策をとりまとめることとなります。

本市では、平成22年3月に「本宮市障がい者計画（1次計画）」を策定し本市の総合的な障がい者施策の推進に取り組んできました。また、平成27年3月には障害者総合支援法に基づく「第4期障がい福祉計画」を策定し障がい福祉サービスの見込み量及び確保方策について定めてきましたが、平成29年度が最終年度となることから、新たに3年を期間とする「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を策定することとします。

※1. 「障がい」の表記について

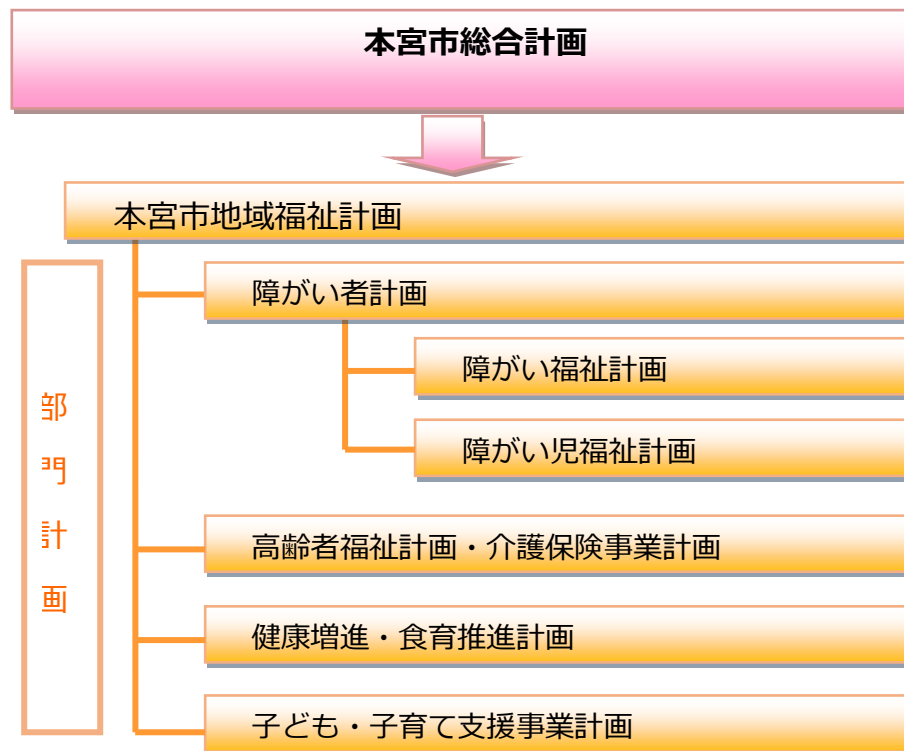
本計画では、「害」という字の持つ否定的あるいは負のイメージに配慮し、「障害」を「障がい」と表記することとしています。ただし、法令及び法令上の規定や「障害物」などの名詞は漢字で表記しています。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条の1に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、本市における障がい福祉サービス、障がい児サービスに係るサービス見込み量及びその確保方策について定めるものとなります。

また、本計画は「本宮市総合計画」を上位計画として位置づけるとともに、「本宮市地域福祉計画」及び障がい福祉分野計画である「本宮市障がい者計画」、子ども施策を総合的に推進するための「本宮市子ども・子育て支援事業計画」その他の各種関連計画との整合性を図り策定するものです。

本宮市障がい者計画は、「障がい児・障がい者が、生きがいをもって安心して生活しているまち 共生社会をめざす もとみや」を基本理念に、各種障がい者施策の基本計画としての性格を有していますが、本計画はその基本理念の実現に向けた実施計画としての性格を有しています。



第3節 基本方針

基本理念に基づき、本計画を具体的に推進していくため、次のとおり基本方針を定めます。

(1) とともに支えあって暮らす

「共生社会」の実現に向け、障がいのある方を含め、すべての市民が互いに尊重しあい、支えあうことができるよう、福祉教育の充実や障がいのある方との交流機会の拡大、障がいのある方にとってのさまざまな「社会的障壁」を取り除くための広報・啓発活動等を通じ、障がいや障がいのある方への理解を深めます。

また、差別解消や虐待防止、成年後見制度など、障がいのある方の人権を守る取り組みを推進します。

(2) 住みなれた地域で暮らす

障がいの種別や程度にかかわらず、必要とするサービスを利用しながら、障がいのある方自身やその家族が安心して暮らせる環境づくりを進めます。そのため、障がいのある方が自ら望む生活のあり方を選択できるよう、サービス基盤を整備するとともに、きめ細やかな情報提供や相談支援、保健・医療の充実を図ります。

(3) 自分らしく生き生きと暮らす

障がいのある子どもとそうでない子どもが共に学ぶ環境をつくり、一人ひとりの特性や能力に応じた教育を推進するとともに、障がいのある方の働く場を確保するなど、地域の中で自立した生活が送れるまちづくりを進めます。

また、さまざまな活動への参加支援を行うことで、障がいのある方がうるおいのある充実した地域生活を実現する環境づくりに努めます。

(4) 安心・快適に暮らすためのまちづくり

障がいのある方の住みなれた地域における安心かつ快適な暮らしを守るため、誰もが自由に移動や外出しやすい環境づくりに努めるとともに、障がいのある方が災害や犯罪などの被害に巻き込まれる心配のない、安心・安全のまちづくりを進めます。

第4節 計画の期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められているため、期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

なお、国や福島県の行政施策の動向、社会経済情勢等の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

H30	H31	H32	H33	H34	H35
本宮市障がい者計画 (平成22年度～平成31年度)					
	評価・次期計画 策定	次期計画			
本宮市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 (平成30年度～平成32年度)					
		評価・次期計画 策定	次期計画		

第5節 計画の対象

本計画において計画の対象である障がいのある方とは、「障害者基本法」第2条に示される「身体障がい、知的障がい又は精神障がいがあるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」を総称しています。その他に、難病に起因する身体上や精神上的の障がいがある人、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）及びてんかんや自閉症等を有する人で、長期にわたり生活上の支障がある人などを含みます。

また、18歳未満で児童福祉法に規定する障がいのある方を障がい児、18歳以上の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）に規定する障がいのある方を障がい者と呼びます。

65歳以上の障がい者や、40～64歳で特定疾病の障がい者が福祉サービスを利用する際は、介護保険制度を優先し、制度の目的や機能等が異なるものは障がい者施策を利用するようになります。高齢者保健福祉施策と障がい者施策が円滑に連携して、障がいの状況によって必要なサービスを利用できるように促進します。

第6節 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、サービスを利用する障がいのある方等の現状を適切に把握するためのアンケート調査を実施するとともに、障がいのある方や関係者の意見を反映させるため、庁内会議での検討をはじめ、本宮市保健福祉行政推進協議会及びあだち地方地域自立支援協議会での協議を経て策定しました。

また、パブリックコメントの実施など市民参加の機会を確保し策定を進めてきました。

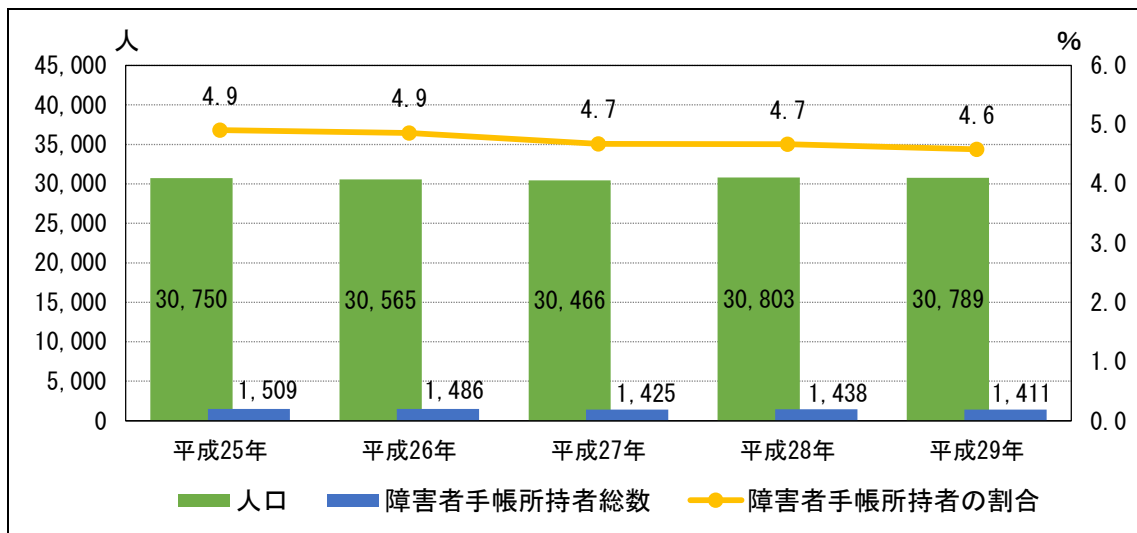
第2章 本宮市の障がいのある方を取り巻く現状

第1節 本宮市の概況

本市の人口は、平成29年4月1日現在30,789人で、多少の増減があるもののほぼ横ばいで推移しています。障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者 重複含む）は、平成29年4月1日現在、1,411人で減少傾向にあります。（人口に対する割合は、4.6%（重複含む割合））

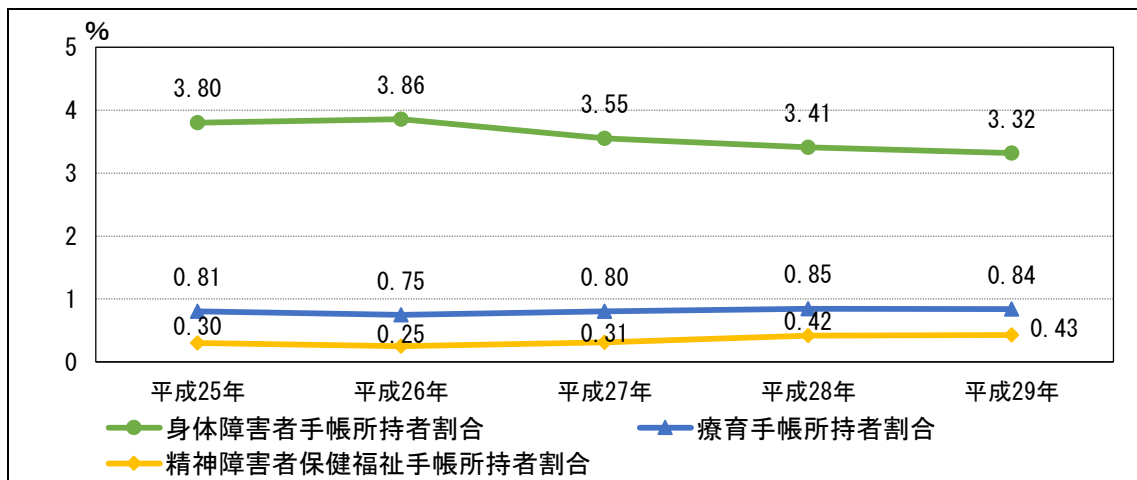
3障がい別の人口に占める割合では、身体障がいは減少傾向、知的障がいは横ばい、精神障がいは増加傾向にあります。全体では身体障がい者の減少数が多いため減少傾向となっています。

■人口及び人口に占める障害者手帳所持者の割合の推移



資料：人口は、国勢調査に基づく現住人口推計値（各年4月1日現在）

■3障がい別の総人口に占める割合の推移



資料：社会福祉課 障害者福祉システムより（各年4月1日現在）

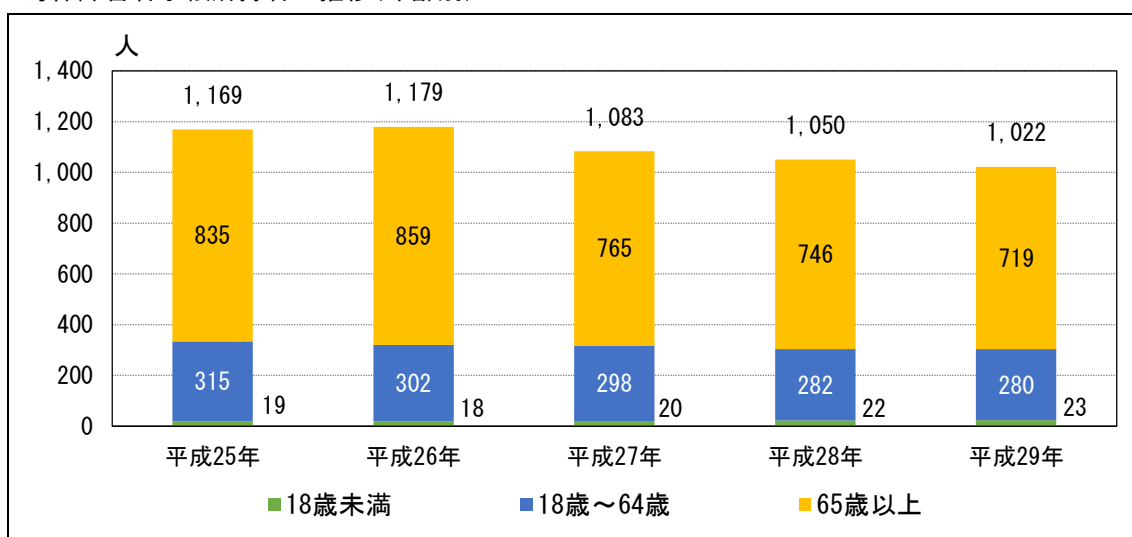
第2節 障がいのある方の状況

(1) 身体障害者手帳所持者について

身体障害者手帳所持者数は、平成29年現在1,022人で、平成26年以降減少傾向にあります。年齢別の推移では、18歳未満は横ばいでの推移となっていますが、18歳～64歳、また65歳以上では減少傾向にあります。特に70歳から79歳については、ここ数年死亡や転出による減少が著しいため、65歳以上の高齢層が減少傾向にあります。

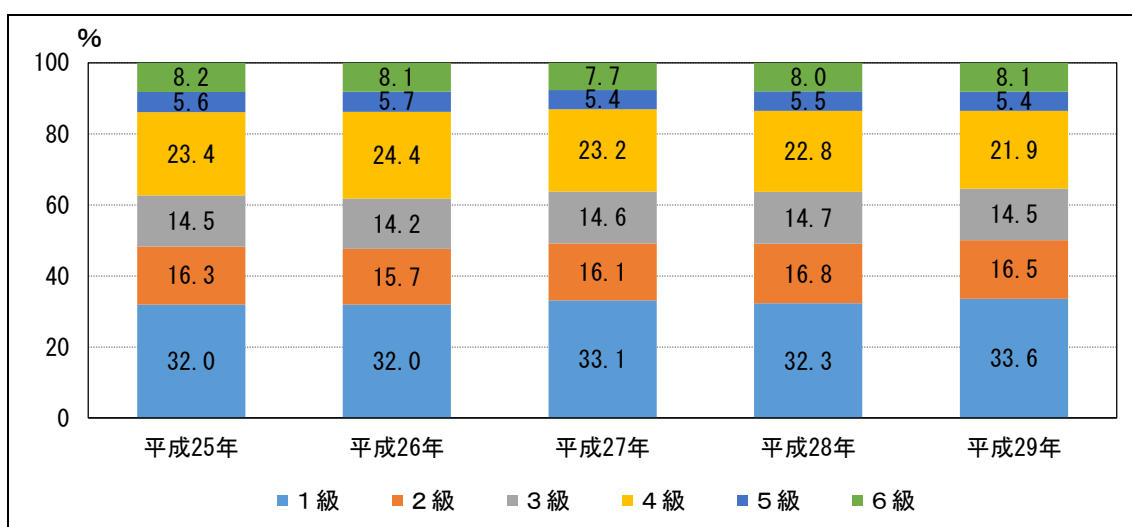
等級の割合は、顕著な傾向はみられないものの、「1級」の割合がわずかに増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者の推移(年齢別)



資料：社会福祉課 障害者福祉システムより（各年4月1日現在）

■身体障害者手帳等級割合の推移



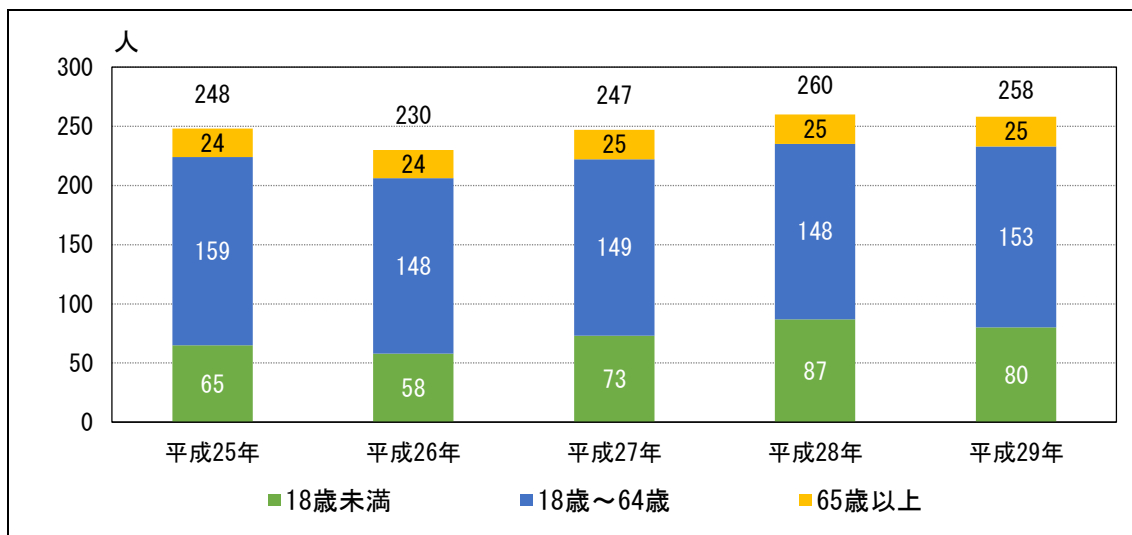
資料：社会福祉課 障害者福祉システムより（各年4月1日現在）

(2) 療育手帳所持者について

療育手帳所持者数は、多少の増減はあるものの、横ばいで推移しており、平成29年時点で258人となっています。年齢別の推移では、18歳未満の増加が顕著となっています。

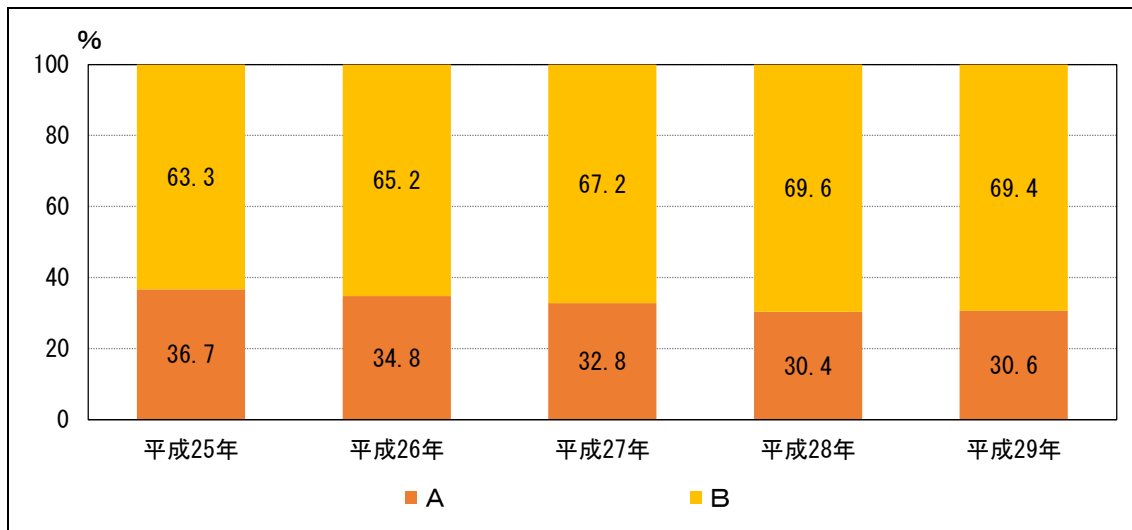
等級の割合は、「A」が減少傾向、「B」が増加傾向にあります。

■療育手帳所持者の推移(年齢別)



資料：社会福祉課 障害者福祉システムより（各年4月1日現在）

■療育手帳等級割合の推移



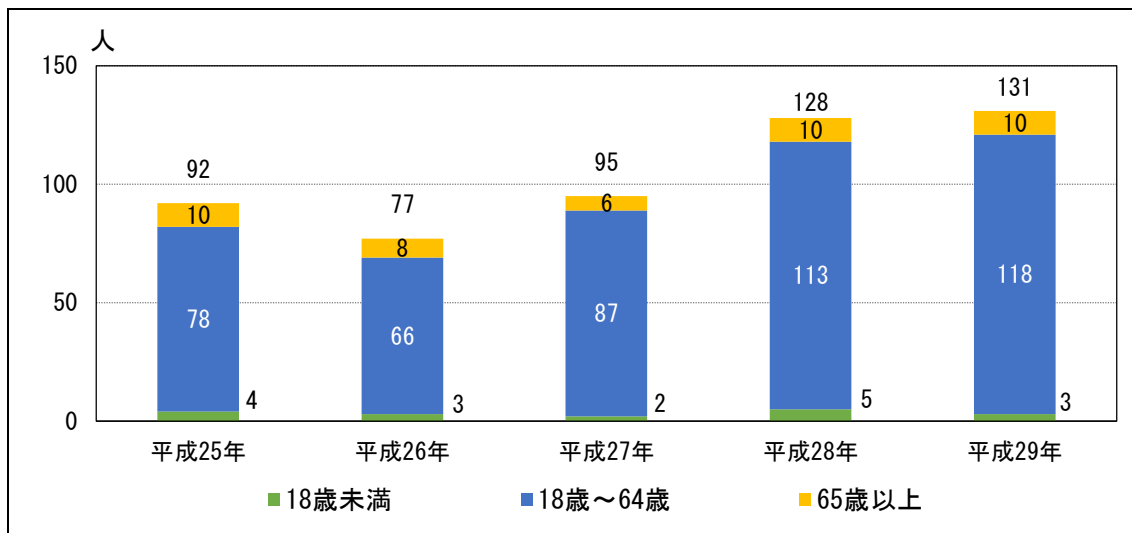
資料：社会福祉課 障害者福祉システムより（各年4月1日現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者について

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26年以降増加傾向にあり、平成29年時点で131人となっています。年齢別の推移では、18歳～64歳の増加が顕著となっています。

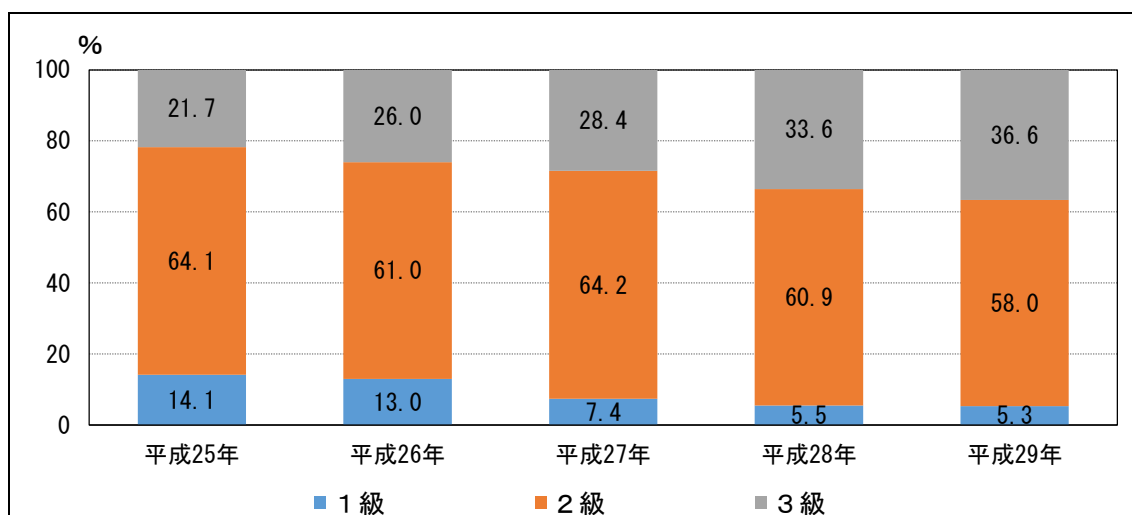
等級の割合は、「1級」と「2級」の割合が減少し、「3級」の割合の増加が顕著となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(年齢別)



資料：社会福祉課 障害者福祉システムより（各年4月1日現在）

■精神障害者保健福祉手帳等級割合の推移

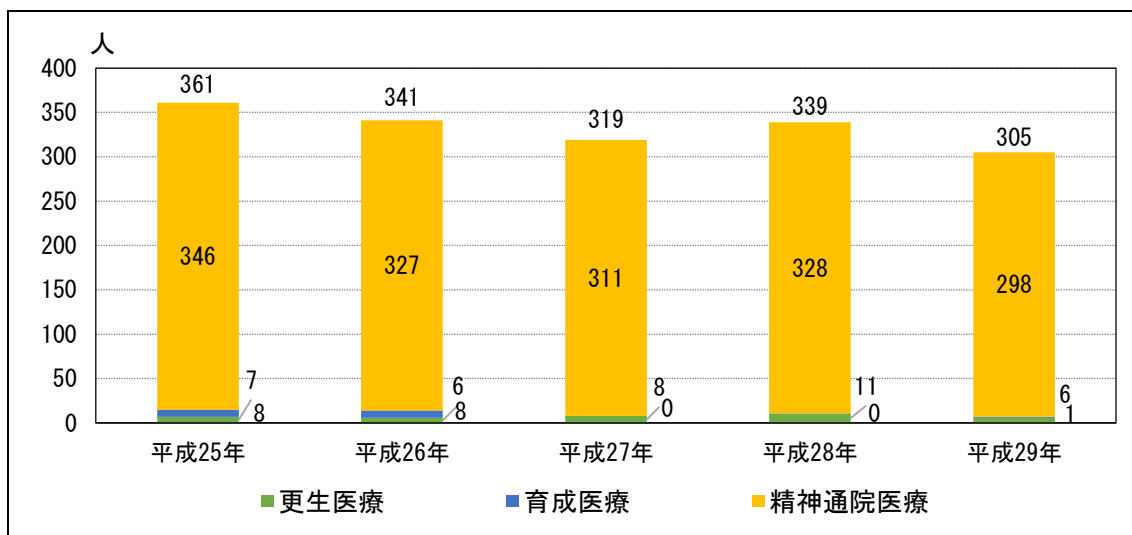


資料：社会福祉課 障害者福祉システムより（各年4月1日現在）

(4) 自立支援医療（※）費受給者について

自立支援医療費受給者数は、平成25年以降は全体的に減少傾向にあり、平成29年時点で305人となっています。また受給者のほとんどは「精神通院医療」となっています。

■自立支援医療費受給者の推移



資料：社会福祉課 障害者福祉システムより（各年4月1日現在）

※自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

- 更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）
- 育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）
- 精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

（出典：厚生労働省ホームページより）

第3節 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査概要

①調査の目的

本調査は、平成30年度からの新たな「第5期本宮市障がい福祉計画」の策定を行う際の基礎資料を得ることを目的として実施しました。

②調査の概要

- 調査地域：市内全域
- 調査対象者：市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- 調査期間：平成29年8月8日～8月21日
- 調査方法：調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合には家族等が記入）
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

対象	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	1,356	616	45.4%

③図表等の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

(2) 結果概要

① 住まいについて

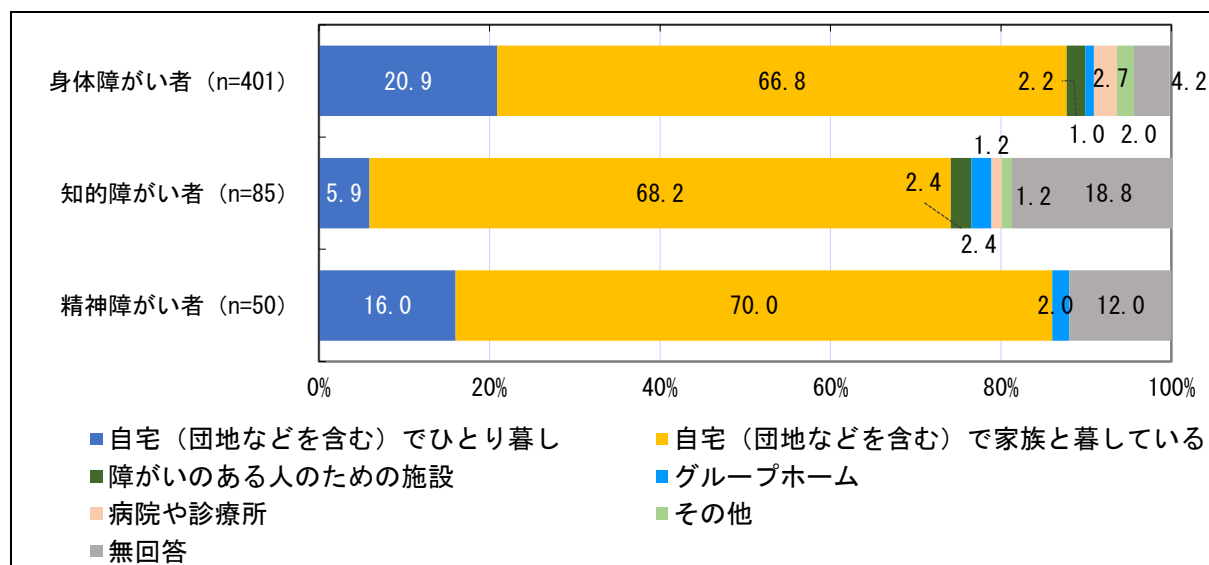
ひとり暮らしが増加傾向にあるため、居宅介護等の訪問系サービスや自立訓練サービスのニーズの高まりがうかがえる。

暮らしている所については、3障がいのいずれも「自宅（団地などを含む）で家族と暮している」が60%以上で最も高く、次いで「自宅（団地などを含む）でひとり暮らし」が高くなっています。

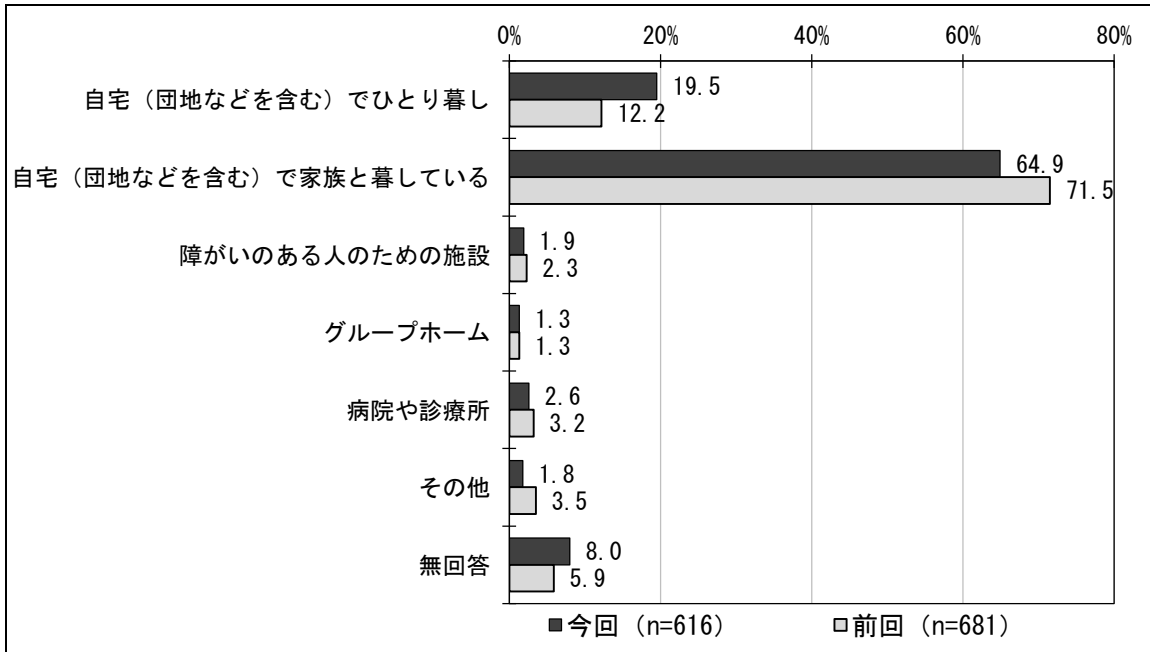
また、3年前の調査結果と比較すると、「自宅（団地などを含む）でひとり暮らし」の割合が7.3ポイント増加しています。

今後希望する暮らし方では、いずれの障がいも「家族と暮らしたい」が最も高くなっていますが、精神障がいでは「ひとりで暮らしたい」が20.0%で他の障がいよりも高い割合となっています。

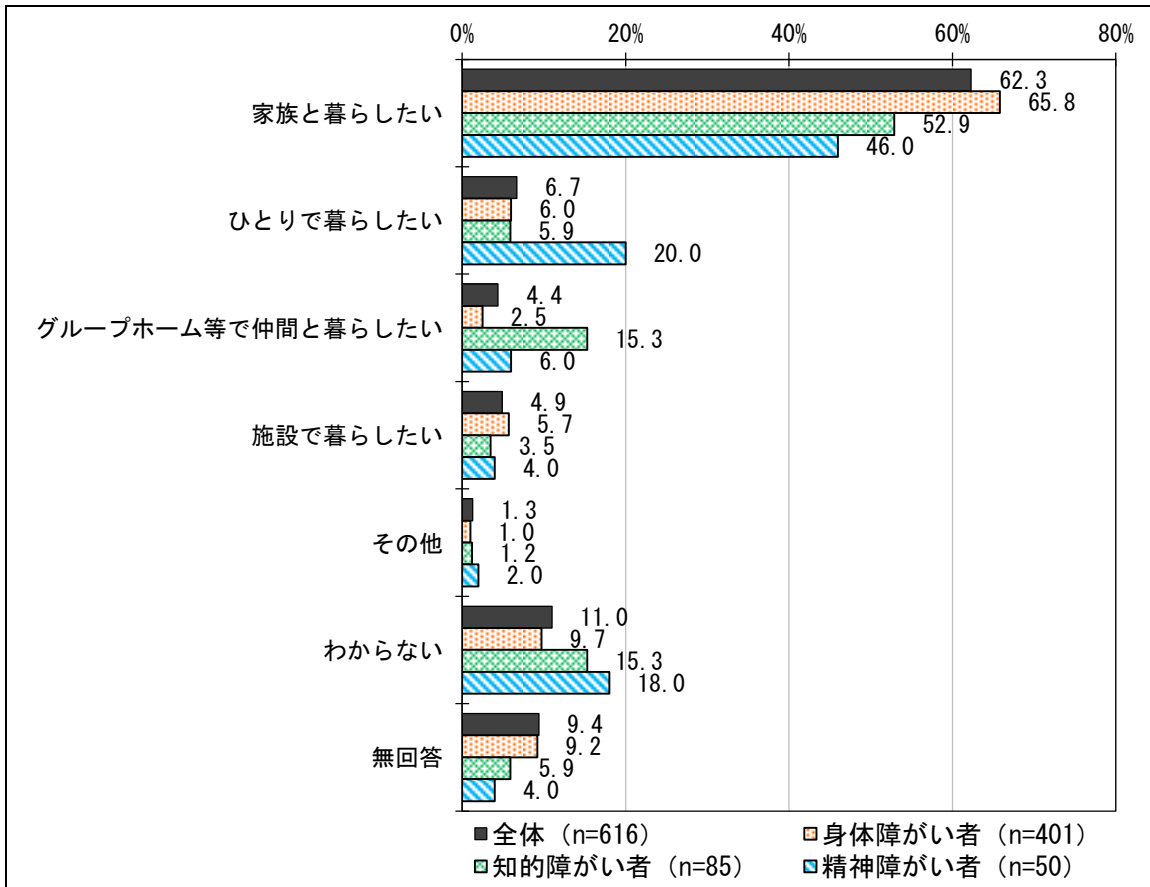
■現在の住まい



■現在の住まい（3年前との比較）



■今後希望する暮らし方



②身内の介助の状況について

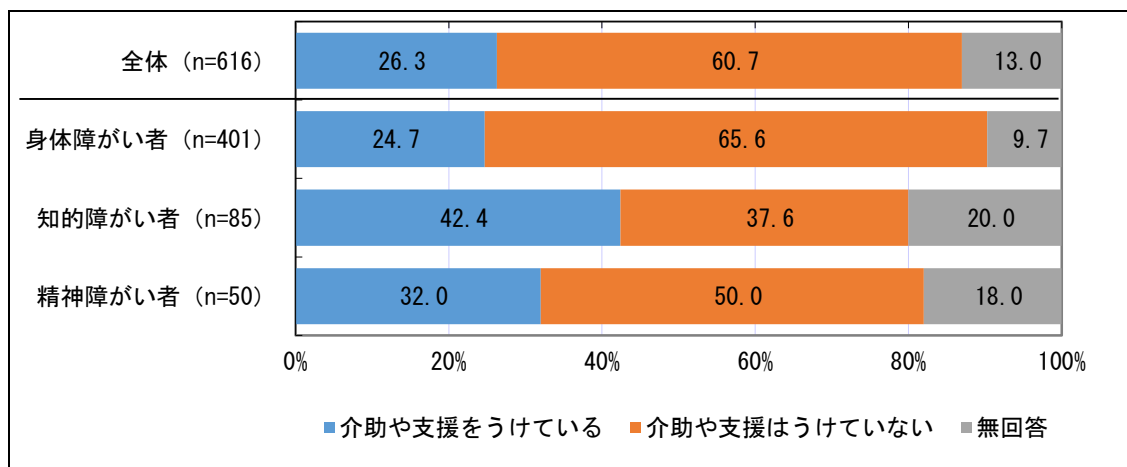
知的障がい、精神障がいでは親の介助の存在が大きく、親の高齢化や親亡き後の対応が懸念される。

現在、家族や親せきなどからの介助や支援をうけているかについては、「介助や支援はうけていない」が60.7%と、「介助や支援をうけている」の26.3%を上回っています。

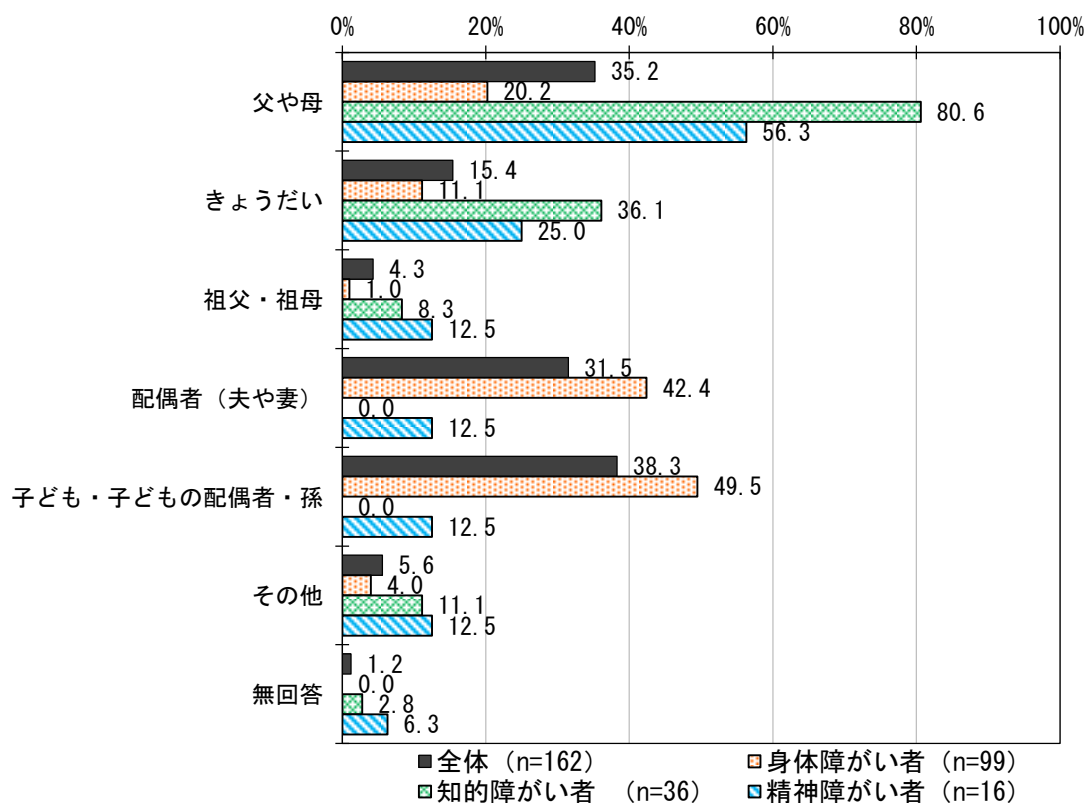
障がい種別では、知的障がい者で「介助や支援をうけている」が42.4%と、他の障がいに比べて高くなっています。

また、介助や支援を行っている方については、知的障がいと精神障がいでは「父や母」への回答割合が最も高くなっています。

■家族や親族などからの介助・支援状況



■介助や支援をしている方



③就労の状況と今後の希望について

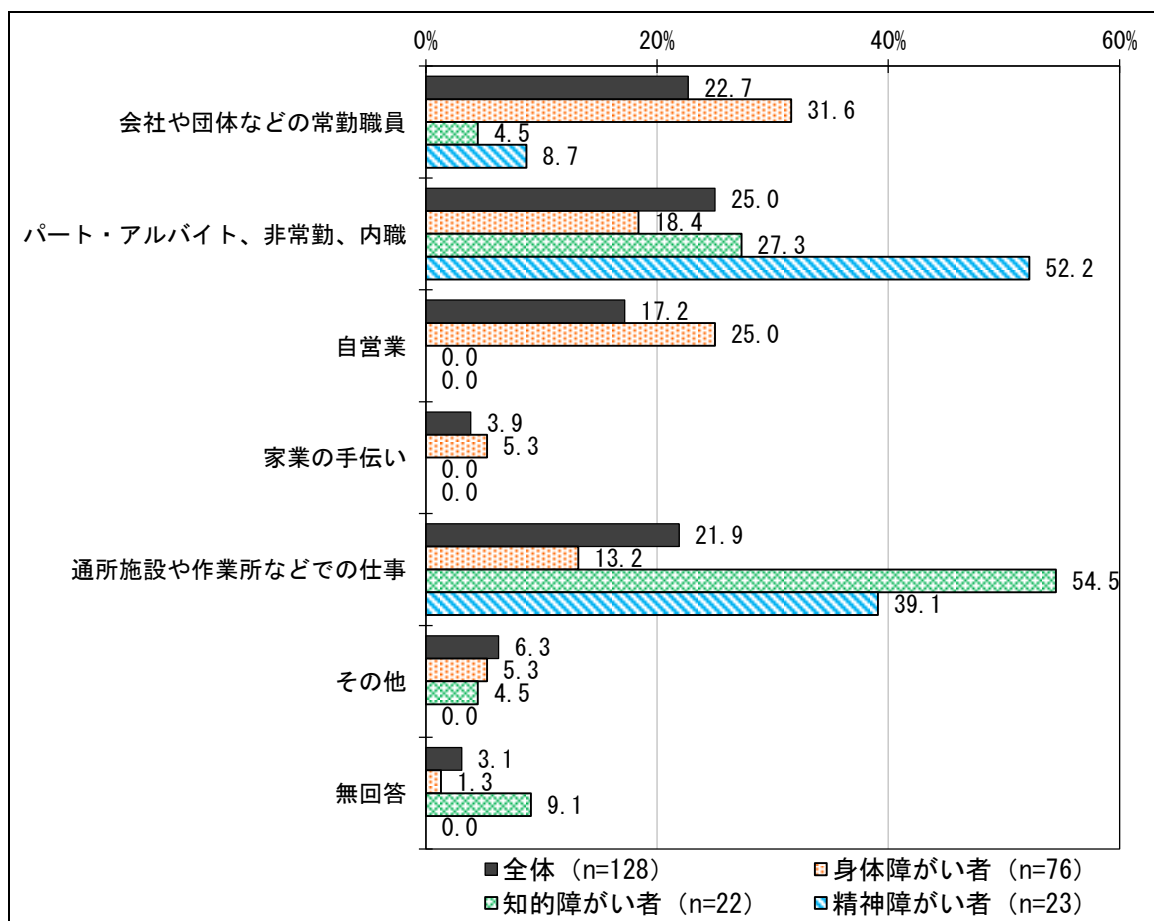
知的障がいでは「通所施設や作業所」、「精神障がい」では「パート・アルバイト等」が最も高い。しかし、今後の希望として、精神障がいでは「常勤職員」が最も高い。

就労の状況については、「パート・アルバイト、非常勤、内職」が 25.0%と最も高く、次いで「会社や団体などの常勤職員」が 22.7%、「通所施設や作業所などでの仕事」が 21.9%となっています。

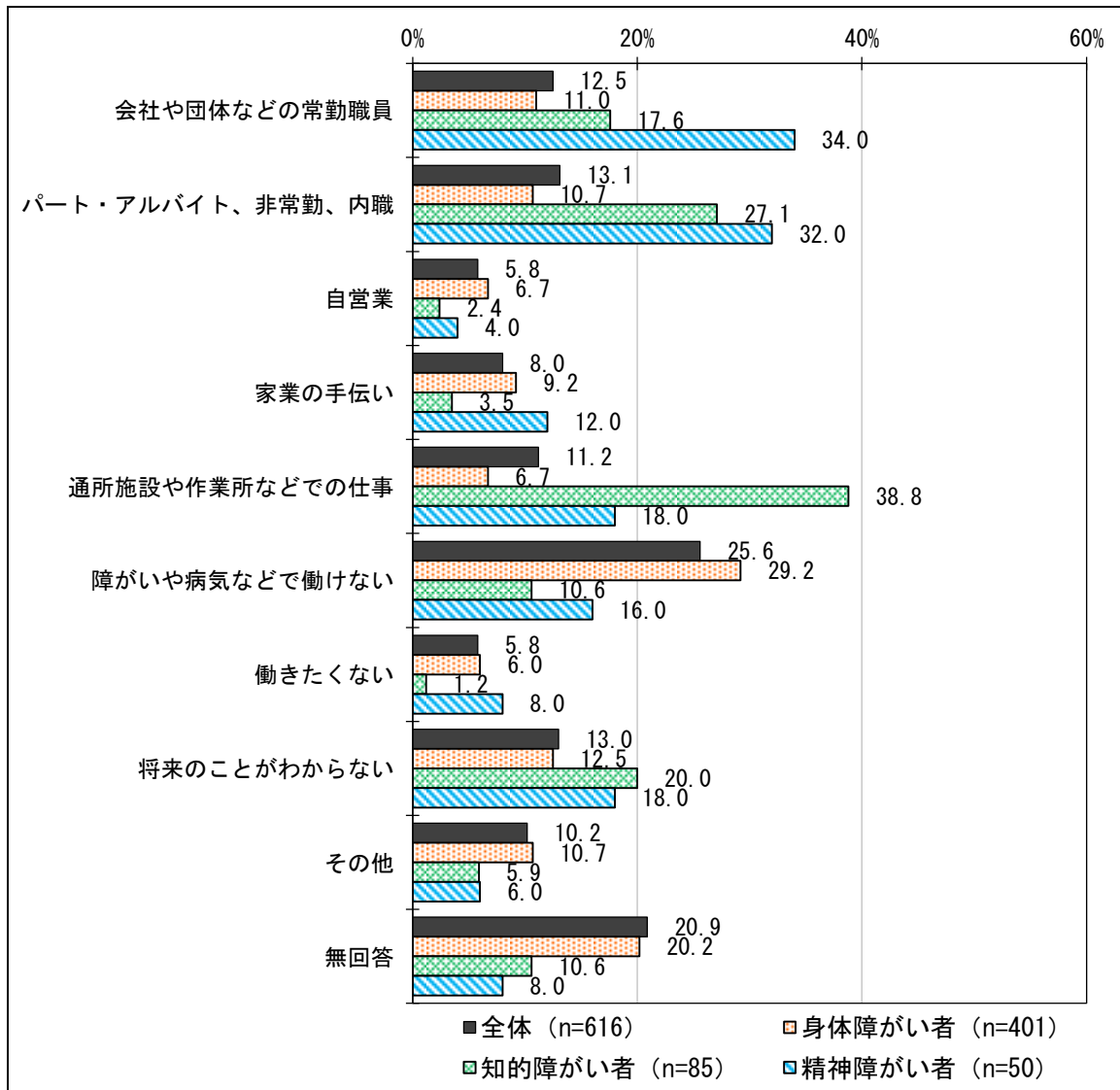
障がい種別では、身体障がい者は「会社や団体などの常勤職員」が 31.6%、知的障がい者は「通所施設や作業所などでの仕事」が 54.5%、精神障がい者は「パート・アルバイト、非常勤、内職」が 52.2%でそれぞれ最も高くなっています。

しかし、今後の就労の希望では、知的障がいでは「通所施設や作業所などでの仕事」が最も高くなっていますが、「パート・アルバイト、非常勤、内職」は 27.1%で現況と同じ割合、「常勤職員」は 17.6%で現況よりも高くなっています。精神障がいでは「常勤職員」が 34.0%で最も高くなっています。

■就労の状況



■今後の就労の希望



④障がいのある方が働くために必要なこと

「勤務先の理解」が全体で最も高くなっているが、「仕事を継続するための支援」が次いで高く、就職した後の定着に向けた支援も求められている。

障がいのある方が働くために必要なことについては、「勤務先の理解（社員の理解や環境面の配慮）」が 30.0%と最も高く、次いで「働くために必要な技術や知識等の習得」、「仕事を継続するための支援（カウンセリングや相談・家族支援）」がともに 21.4%となっています。

障がい種別では、知的障がい者と精神障がい者で「勤務先の理解（社員の理解や環境面の配慮）」が 4 割を超えて高くなっているほか、「仕事を継続するための支援」が次いで高く、特に知的障がいと精神障がいでは約 3 割となっています。

■障がいのある方が働くために必要なこと（上位5項目）

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=616)	勤務先の理解 30.0%	仕事を継続するための支援 21.4%	働くために必要な技術や知識等の習得 21.4%	仕事に関する相談・必要な情報の提供 17.0%	自分の仕事の適性などの評価 14.8%
身体障がい (n=401)	勤務先の理解 27.7%	仕事を継続するための支援 19.5%	働くために必要な技術や知識等の習得 19.2%	仕事に関する相談・必要な情報の提供 15.2%	移動のための支援 14.7%
知的障がい (n=85)	勤務先の理解 41.2%	仕事を継続するための支援 29.4%	働くために必要な技術や知識等の習得 23.5%	仕事に関する相談・必要な情報の提供 23.5%	自分の仕事の適性などの評価 18.8%
精神障がい (n=50)	勤務先の理解 44.0%	仕事を継続するための支援 32.0%	仕事に関する相談・必要な情報の提供 28.0%	希望する勤務形態・時間を選べること 26.0%	働くために必要な技術や知識等の習得 採用前に実習の機会があること 18.0%

⑤今後利用したい福祉サービス

知的障がいと精神障がいでは就労支援に関するサービスのニーズが高い。また、知的障がいでは「共同生活援助」や「生活訓練」といった将来の生活を見据えた福祉サービスに対するニーズも高い。

今後利用したい福祉サービスでは、いずれの障がいも「相談支援」が最も高くなっています。次いで、身体障がいでは「住宅改修費助成」、知的障がいと精神障がいでは「就労継続支援」がそれぞれ高くなっています。

■今後利用したい福祉サービス（上位5項目）

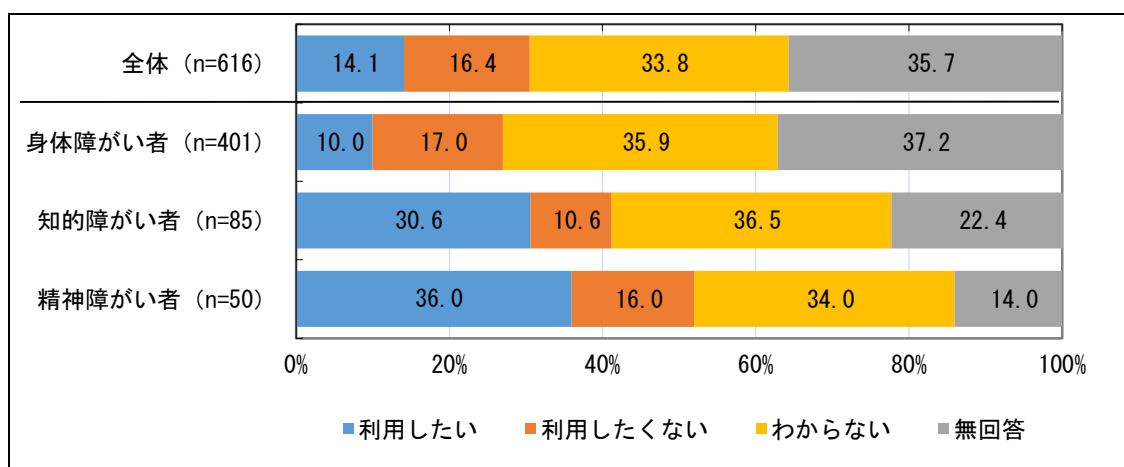
	1位	2位	3位	4位	5位
身体障がい (n=401)	相談支援 20.0%	住宅改修費助成 19.7%	居宅介護(ホームヘルプ) 17.7%	重度心身障がい者医療費給付事業 17.0%	日常生活用具給付 15.0%
知的障がい (n=85)	相談支援 37.6%	就労継続支援 29.4%	共同生活援助(グループホーム) 28.2%	生活訓練 25.9%	就労移行支援 25.9%
精神障がい (n=50)	相談支援 42.0%	就労継続支援 36.0%	自立支援医療(精神通院医療) 36.0%	就労移行支援 28.0%	住宅改修費助成 22.0%

⑥新たな福祉サービスの利用意向

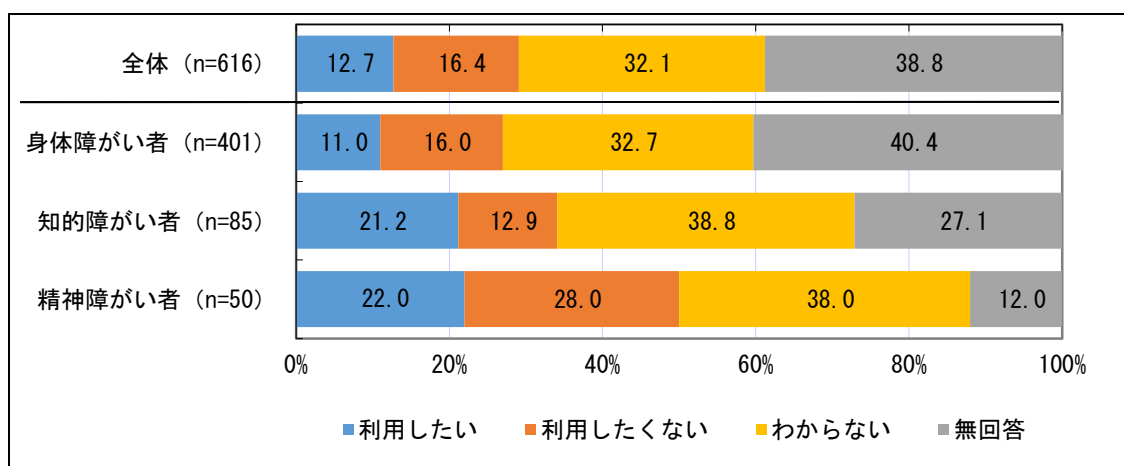
知的障がいと精神障がいにおいて、「就労定着支援」の利用意向は約3割、「自立生活援助」の利用意向は約2割となる。

平成30年4月から提供開始予定の2つの福祉サービスについて、「就労定着支援」は身体障がい者で1割、知的障がいと精神障がい者で3割超の利用意向があります。「自立生活援助」では身体障がい者は約1割、知的障がいと精神障がい者で約2割の利用意向があります。

■「就労定着支援」の利用意向



■「自立生活援助」の利用意向



⑦在宅生活の継続や施設から在宅生活に移行するために必要だと思うこと

「生活支援サービス」と「相談支援サービス」が共通の必要事項で、身体障がいでは「日中を過ごせる場」、知的障がいでは「雇用の場」と「グループホーム」、精神障がいでは「雇用の場」と「住宅の確保」が高い。

在宅での生活を続けるため、あるいは施設や病院から在宅生活へ移行するために、必要だと思う条件については、「生活を支援するサービス」が 36.9%と最も高く、次いで「相談支援サービスの充実」が 32.8%、「日中を過ごせるデイケアやデイサービスの確保」が 23.7%となっています。

障がい種別では、全ての障がいで「相談支援サービスの充実」と「生活を支援するサービス」が2割台半ばから4割と高くなっています。また、精神障がい者では「職業訓練の場と企業における雇用の確保」が 42.0%、「アパートなど住宅の確保」が 34.0%と、他の障がい者に比べて高くなっています。

■在宅生活の継続や施設から在宅生活に移行するために必要だと思うこと（上位5項目）

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=616)	生活を支援するサービス 36.9%	相談支援サービスの充実 32.8%	日中を過ごせる デイケアやデイサービスの確保 23.7%	地域の理解と協力 14.4%	特にな 14.1%
身体障がい (n=401)	生活を支援するサービス 38.4%	相談支援サービスの充実 32.9%	日中を過ごせる デイケアやデイサービスの確保 24.7%	特にな 16.0%	地域の理解と協力 13.5%
知的障がい (n=85)	生活を支援するサービス 31.8%	相談支援サービスの充実 24.7%	職業訓練の場と企業における雇用の確保 21.2%	グループホームの確保 21.2%	地域の理解と協力 18.8%
精神障がい (n=50)	職業訓練の場と企業における雇用の確保 42.0%	相談支援サービスの充実 40.0%	生活を支援するサービス 38.0%	アパートなど住宅の確保 34.0%	地域の理解と協力 24.0%

第3章 障がい福祉計画

第1節 成果指標と活動指標

障がい福祉計画の策定にあたっては、基本指針により「施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「障害者の地域生活の支援」「福祉施設から一般就労への移行等」「障害児支援の提供体制の整備等」の5点を成果指標として掲げ、これらの成果指標を達成するために必要な活動指標として、各障害福祉サービスの見込み量を定める必要があります。

■成果指標と活動指標の関係

成果指標	活動指標
(1) 施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数 ○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ○地域移行支援の利用者数 ○地域定着支援の利用者数 ○施設入所支援の利用者数
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数 ○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ○計画相談支援の利用者数 ○地域移行支援の利用者数 ○地域定着支援の利用者数
(3) 障害者の地域生活の支援	(活動指標なし)
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）から一般就労への移行者数 ○就労定着支援の利用者数
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○障害児相談支援の利用児童数 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

第2節 成果目標の設定

国では、本計画の最終年度である平成32年度に達成すべき姿を「成果目標」として、次のとおり定めています。

■国が示す第5期障がい福祉計画の成果目標

成果目標	内容
成果目標① 福祉施設の施設 入所者の地域生 活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ◇平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ◇平成32年度末時点の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。
成果目標② 精神障害にも対 応した地域包括 ケアシステムの 構築	<ul style="list-style-type: none"> ◇平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置。 ◇平成32年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の設定。（都道府県が設定） ◇平成32年度末までの精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）の設定（都道府県が設定）
成果目標③ 地域生活支援拠 点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇平成32年度末までに、各市町村又は、各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
成果目標④ 福祉施設から一 般就労への移行 等	<ul style="list-style-type: none"> ◇平成32年度末までに、平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。 ◇福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度末における利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。 ◇就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。 ◇各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

(1) 福祉施設の施設入所者の地域生活への移行

本宮市の指針	○福祉施設から地域生活への移行については、国の基本指針を踏まえた上で、本市の実績や実情を加味して設定する。
--------	---

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者 (A)	19 人	平成 28 年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	2 人	(A) のうち、平成 32 年度までに地域生活に移行する人の目標値
平成 32 年度末時点の施設入所者 (B)	17 人	平成 32 年度の利用人員見込み
【目標】施設入所者の削減	10.5%	$1 - [(B) / (A)]$

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本宮市の指針	○保健・医療・福祉関係者等による協議の場を平成 32 年度末までに設置する。
--------	--

(3) 地域生活支援拠点^(※)等の整備

本宮市の指針	○国の指針を踏まえた上で、平成 32 年度までにあだち圏域に 1 か所整備する。
--------	--

※地域生活支援拠点について

障がいのある方が地域社会で暮らしていくにあたり、地域での暮らしを支えていくための、「相談」、「体験の機会・場」、「緊急時の受入・対応」、「専門性」、「地域の体制づくり」の機能が一体的に備わった体制の整備が求められている。本市では、あだち圏域で新たに施設整備をするのではなく地域の社会資源を活用しながら、点として存在する事業所を有機的に結び付けることで、地域生活支援拠点としての機能を持つよう体制整備（いわゆる「面的整備」）する方向で検討を進めている。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

本宮市の指針	○福祉施設から一般就労への移行については、国の基本指針を踏まえた上で、本市の実績や実情を加味して設定する。
--------	---

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者 (A)	0 人	平成 28 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	1 人	就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度末までに一般就労へ移行する人数 (A の 1.5 倍)
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	3 人	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	4 人	就労移行支援事業の平成 32 年度末における利用者数 (C の 2 割以上)
就労移行支援事業所数 (E)	0 箇所	平成 28 年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加 (F)	1 箇所	平成 32 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数
【目標】就労定着支援による職場定着率	100%	就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率

第3節 活動指標（各障がい福祉サービス見込み量）の設定

（1）訪問系サービス

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

2 現状と見込みの考え方

第4期計画では訪問系サービスの利用は、横ばいから減少傾向にありましたが、視覚に障がいのある方の同行援護サービスのニーズがあること、さらには居宅介護もニーズが高いことから、第4期計画の実績を踏まえて、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	→	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	時間	232 (205)	235 (205)	205 (205)		240	250	260
行動援護 重度障がい者 等包括支援	人	16 (16)	19 (16)	17 (16)				

サービスの提供に係る単位

【時間】 1月あたりの延べ利用時間数

【人】 1月あたりの実人数

- ・平成29年度の実績は、平成29年8月のサービス提供分
- ・平成27年度から平成29年度見込みの（ ）内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

介護者の高齢化等による在宅の介護力の低下、施設・病院から在宅に移行する障がいのある方など、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。

地域生活を支える訪問サービスの基盤整備に向けて、市内の事業者を中心に質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を図ります。

また、障がいのある方が地域で生活していくためには、地域の理解が必要であることから、障がいのある方を取り巻く環境、現状と課題等について、情報発信に努め地域の理解を得る取り組みを行います。

(2) 日中活動系サービス

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労定着支援 【新規】	利用者が就職してから、少なくとも6か月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

2 現状と見込みの考え方

第5期計画の期間中、市内の生活介護事業所について、定員の増設が見込まれますが、現状ではサービスを提供する事業所が市内には少なく、利用はほぼ定員いっぱいとなっています。また、あだち圏域において、障がいのある方が就労できたとしても、人間関係等によって退職するケースも発生しており、就労後のフォロー等定着に向けた支援も必要とされています。現在までの実績、今後利用したい福祉サービス等アンケート結果にみられるニーズを考慮しつつ、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
生活介護	人日	1,282 (1,694)	1,187 (1,717)	1,300 (1,741)	1,299	1,343	1,623
	人	64 (72)	61 (73)	63 (74)	60	62	75
自立訓練 (機能訓練)	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日	26 (48)	26 (48)	26 (48)	40	40	40
	人	2 (2)	2 (2)	3 (2)	2	2	2
就労移行支援	人日	73 (25)	54 (25)	87 (25)	60	60	60
	人	4 (2)	3 (2)	5 (2)	4	4	4
就労継続支援 (A型)	人日	73 (45)	34 (45)	85 (45)	85	85	85
	人	8 (4)	6 (4)	5 (4)	5	5	5
就労継続支援 (B型)	人日	678 (507)	773 (519)	912 (519)	823	840	840
	人	44 (42)	49 (43)	57 (43)	49	50	50
就労定着支援 (平成30年度から新設)	人	-	-	-	1	1	1
療養介護	人	9 (8)	9 (8)	9 (8)	9	9	9
短期入所 (医療型)	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
短期入所 (福祉型)	人日	69 (92)	49 (92)	40 (92)	50	50	50
	人	6 (9)	6 (9)	7 (9)	5	5	5

サービスの提供に係る単位

【人】 1月あたりの実利用者数

【人日】 月の実利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

- ・平成29年度の実績は、平成29年8月のサービス提供分
- ・平成27年度から平成29年度見込みの()内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

各サービスについて、今後、地域生活への移行が進むことにより、さらなる需要の高まりが予測されます。現在、サービスを利用している人はもとより、入所施設からの地域生活移行者や特別支援学校卒業生等が適切なサービスを受けることがきるよう、必要量の確保に努めます。また、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を図ります。

(3) 居住支援・施設系サービス

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
自立生活援助 【新規】	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

2 現状と見込みの考え方

グループホームは定員いっぱいとなっています。しかし、あだち圏域においては「親亡き後」が大きな課題となっており、家族の高齢化の進行等により自宅で生活を送ることが難しくなる障がいのある方は増えることが見込まれます。こうした状況やアンケートにおけるニーズの高まり等を考慮しつつ、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自立生活援助 (平成30年度から新設)	人	-	-	-	1	2	3
共同生活援助	人	30 (42)	36 (43)	30 (43)	30	33	35
施設入所支援	人	22 (25)	19 (25)	18 (25)	19	18	17

サービスの提供に係る単位 【人】月平均の実人数

- ・平成29年度の実績は、平成29年8月のサービス提供分
- ・平成27年度から平成29年度見込みの()内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

介護者の高齢化等による在宅の介護力の低下、施設・病院から在宅に移行する障がいのある方など、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。また、今後、地域生活への移行に伴い予測される需要の高まりに対応するため、広域的な取り組みの中で、サービス事業者に対して事業への参入を働きかけるとともに、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を図ります。

(4) 相談支援

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある方の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行う。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある方に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある方などを対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

2 現状と見込みの考え方

市内に相談支援事業所はなく、近隣市村の相談支援事業所を利用しています。しかし、相談件数の伸びなどから新規の相談受付及びサービス利用計画作成には時間がかかる状況にあります。地域生活への移行の促進やアンケートにおけるニーズの高まり等を考慮しつつ、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	22 (18)	19 (18)	22 (18)	18	19	19
地域移行支援	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1	1	1
地域定着支援	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1	1	1

サービスの提供に係る単位 【人】月平均の実人数

- ・平成29年度の実績は、平成29年8月のサービス提供分
- ・平成27年度から平成29年度見込みの（ ）内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

地域移行によるグループホーム等の利用者の増加などを踏まえ、サービス利用計画を作成する利用者数の必要量を見込みます。また、市内の事業者を中心にサービス提供体制を確保できるよう事業への参入を働きかけるとともに、相談支援専門員の段階的な増員や質の高いサービスの提供が行われるよう、サービス事業者との連携を図ります。

(5) 地域生活支援事業

【必須事業】

①理解促進研修・啓発事業

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う。

2 現状と見込みの考え方

障がいに対する地域の理解が不足していることで、障がいのある方に対する偏見や差別につながる場合があります。障害者差別解消法に基づく合理的配慮及び障害者虐待防止法による障がいのある方の尊厳を守るための取り組みが必要です。

このような現状を踏まえて、第5期計画の見込み量を設定します。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	無 (無)	有 (無)	有 (無)	有	有	有

・平成27年度から平成29年度見込みの()内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

障がいのある方の地域生活への移行状況、生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、必要な事業の創設及び実施に向けた検討を行います。

②自発的活動支援事業

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある方やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する。

2 現状と見込みの考え方

自閉症の家族が自発的にイベントを行うなどの啓発活動を行っており、市ではこれを支援する取り組みを行っています。しかし、地域生活への移行を促進する上で、ピアサポートや災害対策をいかに取り組んでいくかが課題となっています。

このような現状を踏まえて、第5期計画の見込み量を設定します。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無 (無)	無 (無)	有 (無)	➔	有	有	有

・平成27年度から平成29年度見込みの（ ）内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

障がいのある方の地域生活への移行状況、生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、必要な事業の創設及び実施に向けた検討を行います。

③相談支援事業

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
相談支援事業	障がいのある方やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービスなどの必要な情報の提供と利用の援助、専門サービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡・調整し、障がいのある方等の権利擁護のために必要な援助を行う。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある方などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う。

2 現状と見込みの考え方

市内に相談支援事業所はなく、近隣市村の相談支援事業所を利用しています。しかし、相談件数の伸びなどから新規の相談受付には時間がかかる状況にあります。地域生活への移行の促進やアンケートにおけるニーズの高まり等を考慮しつつ、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業	箇所	2 (2)	3 (2)	3 (2)	3	4	4
基幹相談支援センター	実施の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無 (無)	無 (無)	無 (無)	有	有	有

・平成27年度から平成29年度見込みの()内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

障がいのある方の総合的な相談や市内相談機関等の連携強化などに対応できる体制を整備するとともに、市と相談支援事業者との連携を強化し、障がいのある方に必要な相談支援体制の構築を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある方に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。

2 現状と見込みの考え方

これまで成年後見制度を利用された障がいのある方はいませんが、あだち圏域の障がい者関係虐待事案として金銭搾取のケースも少なからずあがっており、潜在的に権利擁護の支援を必要としている障がいのある方が地域の中に一定数存在することが伺えます。さらに、親なき後を見据えて、いつでも対応できる体制づくりが必要です。

このような状況を踏まえ、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度	人	0	0	0	1	1	1
利用支援事業		(1)	(1)	(1)			

サービスの提供に係る単位

【人】年間あたりの実利用人数

・平成27年度から平成29年度見込みの()内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

成年後見制度利用支援事業は、障がいのある方の生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、広報や相談支援事業などを通じて、必要な方への周知と利用促進に努めます。なお、親なき後を見据えて、成年後見制度をいつでも利用できる体制整備を図ります。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

1 サービスの概要

■ 内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う。

2 現状と見込みの考え方

これまで成年後見制度を利用された障がいのある方はいませんが、あだち管内の障がい者関係虐待事案として金銭搾取のケースも少なからずあがっており、潜在的に権利擁護の支援を必要としている障がいのある方が地域の中に一定数存在することが伺えます。さらに、親なき後を見据えて、いつでも対応できる体制づくりが必要です。

このような状況を踏まえ、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■ 利用実績と見込み量

サービス名	実施の有無	平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み	→	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		成年後見制度法人後見支援事業	無(無)	無(無)		無(無)	有	有

・平成27年度から平成29年度見込みの()内の数字は第4期計画の見込み量

☑ 確保のための方策

障がいのある方の生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、事業の実施に向けた検討を行います。なお、親なき後を見据えて、成年後見制度法人後見支援事業をいつでも利用できる体制整備を図るため、関係機関との情報交換を進めます。

⑥意思疎通支援事業

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある方、又は聴覚や音声・言語機能に障がいのある方とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある方とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市役所の窓口に設置する。

2 現状と見込みの考え方

聴覚に障がいのある方が病院に通院する場合や商品の購入契約をする場合など、筆談では限界があり、時間がかかることがあります。市では、一般社団法人福島県聴覚者協会に委託し、手話通訳者の派遣を行っています。緊急時の派遣が課題となっています。

このような状況を踏まえ、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度見込み	→	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	3 (20)	8 (20)	20 (20)		20	20	20
手話通訳者設置事業	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0	0	0

サービスの提供に係る単位

【件】年間あたりの延べ利用件数

【人】年間あたりの実利用人数

・平成27年度から平成29年度見込みの()内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

あだち地方地域自立支援協議会が主催する手話講習会、研修等を通じて人材の育成に努めるとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、支援体制の充実に努めます。また関係機関と情報交換し、緊急時に手話通訳者を派遣できるよう検討を進めます。

⑦日常生活用具給付等事業

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある方に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与する。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある方の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

2 現状と見込みの考え方

日常生活用具は、障がいのある方が地域生活を送るために最も基本的な支援となります。サービスを利用されている方のうち排泄管理支援用具の利用が一番多く、今後も利用者の増加が見込まれます。

このような状況を踏まえ、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護・訓練支援用具	件	0 (1)	2 (1)	1 (1)	1	1	1
自立生活支援用具	件	1 (2)	1 (2)	2 (2)	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	6 (5)	7 (5)	4 (5)	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	4 (2)	5 (2)	1 (2)	2	2	2
排泄管理支援用具	件	463 (504)	500 (510)	500 (516)	504	510	516
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0 (1)	1 (1)	0 (1)	1	1	1

サービスの提供に係る単位 【件】年間あたりの延べ利用件数

・平成27年度から平成29年度見込みの()内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

日常生活用具給付等事業は、事業者と調整しながら、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。また、広報や相談支援事業などを通じて、必要な方への周知と利用促進に努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある方との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う。

2 現状と見込みの考え方

聴覚の障がいのある方が病院に通院する場合や商品の購入契約をするなど、筆談では限界があり、時間がかかることがあります。市では、一般社団法人福島県聴覚者協会に委託し、手話通訳者の派遣を行っていますが、緊急時の派遣が課題となっています。

このような状況を踏まえ、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話奉仕員養成研修事業	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15	15	15

サービスの提供に係る単位 【人】年間あたりの実人数

・平成27年度から平成29年度見込みの（ ）内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

障がいのある方の生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、事業の実施に向けた検討を行います。また、あだち地方地域自立支援協議会等が主催する手話奉仕員養成研修会に参加する方を支援します。

⑨移動支援事業

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援を行う。

2 現状と見込みの考え方

移動支援は、障がいのある方が活動の場を求めて外出するなど、地域とのつながりを保つために重要なサービスです。利用ニーズも高く、利用量も増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
移動支援事業	人	285 (331)	255 (335)	264 (339)	288	300	312
	時間	3,019 (2,770)	2,704 (2,804)	2,640 (2,837)	2,880	3,000	3,120

サービスの提供に係る単位

【人】年間あたりの実人数

【時間】年間あたりの延べ利用時間数

・平成27年度から平成29年度見込みの（ ）内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

障がいのある方の移動支援は、あだち圏域でもニーズの高いサービスであり、障がいのある方の地域生活を支援する中で重要なサービスです。

また、市が独自に実施している福祉有償運送サービス及び特別支援学校通学支援事業の実施と合わせ、サービス事業者に対して安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図るため必要な働きかけを行います。

⑩地域活動支援センター

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	障がいのある方に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う。

2 現状と見込みの考え方

地域活動支援センターは市内にはありませんが、障がいのある方の地域生活を支援するためには、今後必要となるものです。

このような状況を踏まえ、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	→	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
地域活動支援 センター	箇所	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0	0
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0	0	0

※サービスの提供に係る単位 【人】年間あたりの実利用者数

・平成27年度から平成29年度見込みの（ ）内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

障がいのある方の生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、あだち圏域での連携も視野に、事業の実施に向けた検討を行います。

【任意事業】

⑪訪問入浴サービス事業

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障がいのある方の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図る。

2 現状と見込みの考え方

現在、2名の方が訪問入浴サービスを利用しています。今後も利用が増えることが予想されます。

このような状況を踏まえ、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
訪問入浴サ ービス事業	回	0 (54)	20 (55)	122 (56)	228	228	228

サービスの提供に係る単位 【回】年間あたりの延べ利用者数

・平成27年度から平成29年度見込みの（ ）内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

訪問入浴サービス事業は現行体制を維持しつつ、利用者数の増加に対応した適切なサービスの実施に努めます。

⑫日中一時支援事業

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保するとともに、障がいのある方を介助している家族の一時的な休息のための支援を行う。

2 現状と見込みの考え方

市内で日中一時支援サービスを提供している事業所は4か所あります。利用ニーズはありますが、近隣市村の施設を利用される方もあり、今後も利用者の増加が見込まれます。

このような状況を踏まえ、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
日中一時支援 事業	件	3,776 (3,616)	3,518 (3,662)	3,585 (3,703)	3,616	3,662	3,703

サービスの提供に係る単位 【件】年間あたりの延べ利用件数

・平成27年度から平成29年度見込みの()内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

日中一時支援事業は現行体制を維持しつつ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込むとともに、利用者数の増加に対応した適切なサービスの実施に努めます。

⑬社会参加事業

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者手帳所持者で就労、通院等のため免許を取得した方に、自動車運転免許取得費用の助成を行う。また、運転を可能とするために車両を改造した場合、自動車改造費用の助成を行う。

2 現状と見込みの考え方

地域生活の移行の促進を図るうえで、移動手段の確保は重要な課題であります。自立した生活を送るため、今後もこのサービスを利用する方の増加が見込まれます。

このような状況を踏まえ、第5期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	件	0 (2)	1 (2)	0 (2)	→	1	1	1

サービスの提供に係る単位 【件】年間あたりの利用件数

・平成27年度から平成29年度見込みの（ ）内の数字は第4期計画の見込み量

☑確保のための方策

社会参加事業は、障がいのある方の生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら、広報や相談支援事業などを通じて、必要な方への周知と利用促進に努めます。

第4章 障がい児福祉計画

第1節 成果目標の設定

国では、本計画の最終年度である平成32年度に達成すべき姿を「成果目標」として、次の通り定めています。

■国が示す第1期障がい児福祉計画の成果目標

成果目標	内容
成果目標① 障がい児支援の 提供体制の整備 等	<ul style="list-style-type: none">◇平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。◇平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。◇平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。◇平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

本宮市の指針	<ul style="list-style-type: none">○保健・医療・福祉・教育関係者等による協議の場を平成 30 年度末までに設置する。○福祉センターや提供事業所等の体制整備については、国の基本指針を踏まえた上で、本市の実績や実情を加味して設定する。
--------	---

■成果目標

項目	数値	考え方
【目標】児童発達支援センター数	1箇所	平成 32 年度時点の児童発達支援センター設置箇所数
【目標】市内保育所等訪問支援提供可能事業所数	1箇所	平成 32 年度時点市内で保育所等訪問支援サービス提供できる事業所数
【目標】放課後等デイサービス事業所提供可能事業所数	1箇所	平成 32 年度末時点の放課後等デイサービスを提供できる事業所数
【目標】児童発達支援事業所提供可能事業所数	1箇所	平成 32 年度末時点の児童発達支援事業を提供できる事業所数
【目標】医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場	平成 30 年度末までに設置	平成 30 年度末までに医療的ケア児支援の連携を図るための協議の場の設置

第 2 節 活動指標（各障がい児福祉サービス見込み量）の設定

（1）訪問・通所系サービス

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援 【新設】	重度の障がい等の状態であって、外出することが著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行う。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供する。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う。

2 現状と見込みの考え方

現状では、児童発達支援サービス及び放課後デイサービスの利用している児童が多い状況です。また、今後も利用増が見込まれます。このような状況を踏まえ、第1期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	人日	100 (140)	120 (140)	142 (140)	145	145	145
	人	7 (180)	9 (180)	13 (180)	12	12	12
医療型児童発達支援	人日	11 (10)	0 (10)	0 (10)	0	0	0
	人	1 (1)	0 (1)	0 (1)	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	1	1	1
	人	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日	300 (300)	316 (300)	370 (300)	380	400	450
	人	23 (15)	29 (15)	37 (15)	38	40	45
保育所等訪問支援	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1	1	1
	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1	1	1

サービスの提供に係る単位

【人】1月あたりの実利用者数

【人日】月の実利用人数×1人1月あたりの平均利用日数

- ・平成29年度の実績は、平成29年8月のサービス提供分
- ・平成27年度から平成29年度見込みの（ ）内の数字は第4期障がい福祉の見込み量

☑確保のための方策

障がいのある児童の療育及び訓練、また日中活動の場として、今後もサービス利用の増加が見込まれるため、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、市内の事業者を中心にサービス提供体制の確保に努めるとともに、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携を図ります。

(2) 施設系サービス

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
福祉型障がい児入所施設	障がいのある児童が入所し、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識技能の付与等を行う。
医療型障がい児入所施設	医療型障がい児入所施設や指定発達支援医療機関に入所する障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識技能の付与及び治療等を行う。

2 現状と見込みの考え方

現状では、福祉型障がい児入所施設及び医療型障がい児入所施設の利用している児童はいません。今後も利用される児童がいるかはわからない状況です。このような状況を踏まえ、第1期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	→	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
福祉型障がい 児入所施設	人	0	0	0		0	0	0
医療型障がい 児入所施設	人	0	0	1		1	1	1

※サービスの提供に係る単位 【人】月平均の実人数

・平成29年度の実績は、平成29年8月のサービス提供分

☑確保のための方策

現在利用者はなく、今後も利用の見込みはありませんが、サービス利用の必要性の高い児童がいた場合には適宜対応します。

(3) 相談支援等

1 サービスの概要

■内容

サービス名	内容
障がい児相談支援	サービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。
医療的ケア児の支援調整を行うコーディネーターの配置 【新設】	医療的ケア児の在宅生活に必要な多分野にまたがる支援の利用を調整し、包括的な支援の提供を実現させるとともに、協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターを配置する。

2 現状と見込みの考え方

障がい児相談支援は、相談支援事業所における相談件数の伸びなどから新規の相談受付及びサービス利用計画作成には時間がかかる状況にあります。実績を踏まえながら、第1期計画の見込み量を設定することとします。

■利用実績と見込み量

サービス名		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 見込み	→	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
障がい児相談 支援	人	8 (8)	5 (8)	6 (8)		8	8	8
医療的ケア児 コーディネーターの配置 (累計)	人	0	0	0		0	0	0

※サービスの提供に係る単位 【人】月平均の実人数

- ・平成29年度の実績は、平成29年8月のサービス提供分
- ・平成27年度から平成29年度見込みの（ ）内の数字は第4期障がい福祉計画の見込み量

☑確保のための方策

障がいのある児童が適切なケアや訓練等を受けられるよう、サービス利用計画の利用を促します。医療的ケア児のコーディネーター配置については、近隣自治体の動向を踏まえ、配置に向けた検討を行います。

第5章 計画の推進に向けて

第1節 障がいのある方の生活を支援するネットワークの構築

(1) 庁内体制の整備

庁内においては、各課の実務担当者間で本計画に関連する情報交換と情報の把握をし、関係各課で構成する本宮市障がい福祉推進本部及び本宮市保健福祉行政推進協議会により、本計画の進捗状況の把握と評価を行い、計画を推進します。

(2) 地域ネットワークの強化

市民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療機関、教育機関、雇用関係、施設関係、市民等のさまざまな立場からの参画を得て開催されているあだち地方地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の改善、地域関係機関の連携のあり方等について検討していきます。

(3) 国、県、近隣市町村との連携

障がいのある方の地域生活を支えるさまざまな施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

さらに、近隣市町村との連携のもと施策を推進します。

(4) 東日本大震災被災者の支援

東日本大震災を起因とする原子力発電所事故により、市内にはいまだ多くの避難を余儀なくされている方がいます。関係自治体と連携しながら、避難されている障がいのある方の支援に努めます。

第2節 推進体制の充実

本計画を実現するためには、行政だけでなく企業、NPO（※）やボランティアなどの組織・団体や個人、そして市民の方々が、それぞれの立場に応じた役割分担と連携を行い、社会全体で協働して取り組んでいくことが必要です。

本市は、市民や各種組織・団体と協力しながら計画の実施に取り組むとともに、障がいのある方を中心に市民のニーズや実態を把握し、国・県との連携を図りながら計画を進め事業を推進します。

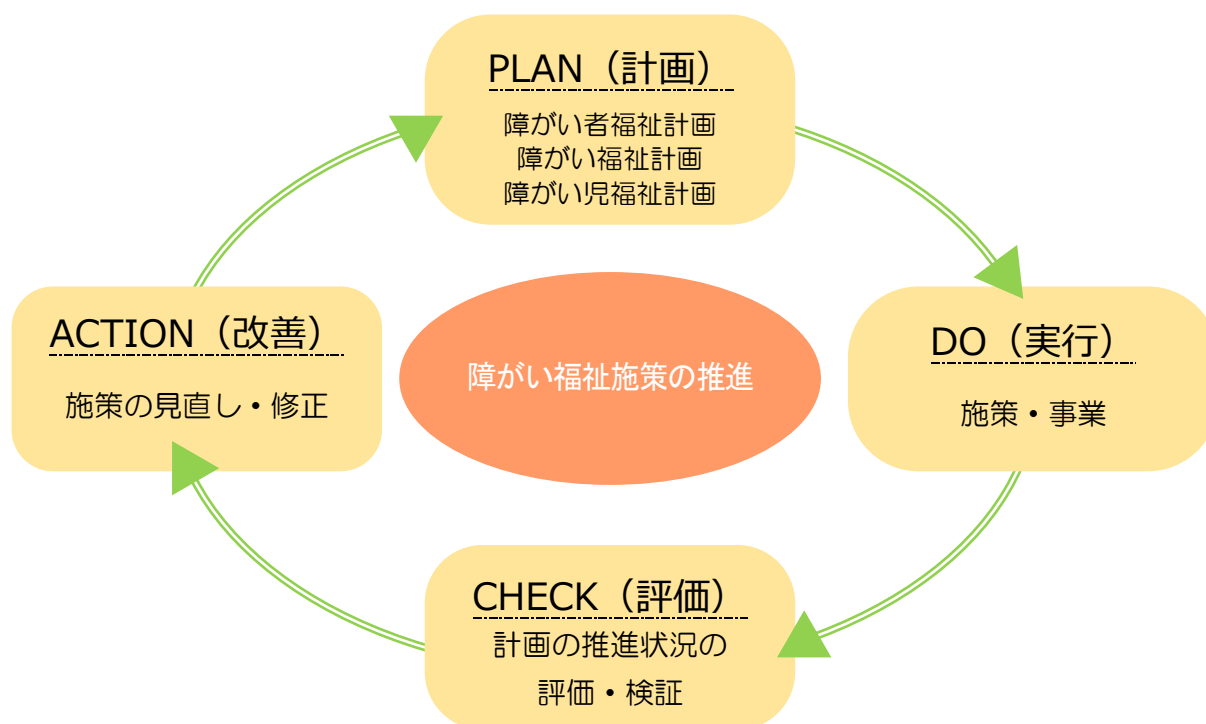
また、共生社会の実現に向けて高齢の障がいのある方の介護保険サービスの円滑な利用が求められていることから、障がい福祉サービス提供事業者に適切な情報提供や相談に応じ、共生型サービスの提供体制の構築に努めます。

第3節 計画の進行管理体制の確立及び公表・周知

本宮市保健福祉行政推進協議会において施策の点検や意見交換を行いながら計画を推進します。

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画のすみやかな実行を図るとともに、評価と改善を充分に行います。

また、毎年度、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を行い、進捗状況を市ホームページで公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。



※「NPO」

特定非営利活動法人。Non-Profit Organizationの略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

資料編

1. 策定経過

(1) 会議・研修等

年月日	内容	備考
平成29年6月7日	第5期障がい福祉計画策定に関する研修会(第1回)	郡山市
平成29年7月7日	第5期障がい福祉計画策定に関する研修会(第2回)	須賀川市
平成29年9月1日	第5期障がい福祉計画策定に関する研修会(第3回)	須賀川市
平成29年11月24日	平成29年度県北障がい福祉圏域連絡会	福島市
平成29年11月28日	第2回あだち地方地域自立支援協議会	中央公民館
平成29年12月1日	本宮市障がい福祉推進本部会	市役所
平成29年12月6日	本宮市保健福祉行政推進協議会	えぼか
平成30年1月10日	課長会議	市役所
平成30年1月15日	庁議	市役所
平成30年1月19日	本宮市議会全員協議会	市役所
平成30年2月22日	第3回あだち地方地域自立支援協議会	えぼか
平成30年3月8日	平成29年度県北障がい福祉圏域連絡会	福島市
平成30年3月23日	本宮市保健福祉行政推進協議会	えぼか

(2) パブリックコメントの実施

- ①期 間：平成30年1月31日～2月21日
- ②募 集 方 法：ホームページ、回覧及び防災行政無線で周知
- ③意見箱設置場所：市役所本庁1階（社会福祉課窓口）、白沢総合支所1階ロビー、
えぼか2階（高齢福祉課、保健課窓口）、中央公民館、
白沢公民館
- ④意見等募集結果：意見等なし

2. 策 定 体 制

(1) 本宮市保健福祉行政推進協議会要綱

(設置)

第1条 本市の保健福祉行政全般における各種計画及び諸問題に対し、効率的な実現を推進するため、本宮市保健福祉行政推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本宮市地域福祉計画に関すること。
- (2) 本宮市保健計画に関すること。
- (3) 本宮市次世代育成支援行動計画に関すること。
- (4) 本宮市障がい者計画に関すること。
- (5) 本宮市障がい福祉計画に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員の定数は、15人とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関から推薦のあった者
- (3) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(委員報償)

第7条 委員の報償については、本宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年本宮市条例第51号)のうち国民健康保険運営協議会委員に準じるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。(以下、改正附則省略)

本宮市保健福祉行政推進協議会(策定委員会)委員名簿

選出区分	職名	氏名	備考
1号委員	委員	熊田 伸子	郡山女子大学准教授
	委員	笠井 宏	家庭児童相談員
	委員	吉田 幹男	よしだ内科院長
	委員	藤本 真	特定非営利活動法人オハナ・おうえんじゃ一理事長
2号委員	委員	松本 妙子	本宮方部特別支援教育推進委員会委員長 (和田小学校校長)
	委員	中村 宮	本宮市社会福祉協議会会長
	委員	桑原 一美	本宮市身体障がい者福祉会会長
	委員	芦間 則行	本宮市民生児童委員協議会会長
	委員	三瓶 久子	主任児童委員
	委員	三坂 トモ子	本宮市健康を守る婦人連盟会長
	委員	石橋 順子	本宮市女性団体連絡協議会会長
	委員	吉田 光徳	もとみや青年会議所
3号委員	委員	荒川 政雄	公募委員
	委員	渡邊 恵子	公募委員
	委員	真島 久美子	公募委員

根拠法令等 : 本宮市保健福祉行政推進協議会要綱

委嘱期間 : 平成29年12月1日～平成31年11月30日

(2) あだち地方地域自立支援協議会要綱

(協議会の共同設置)

第1条 二本松市、本宮市及び大玉村（以下「構成市村」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、共同して地域自立支援協議会を設置する。

(名称)

第2条 この地域自立支援協議会は、あだち地方地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(執務場所)

第3条 協議会の執務場所は、福島県二本松市金色403番地1、二本松市役所内とする。

(協議会の職務)

第4条 協議会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者福祉に関する計画の策定及び見直しに対する具申に関すること。
- (6) その他障害者福祉サービスの具体化に関すること。

(組織及び委員の選任方法)

第5条 協議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、障がい者の福祉又は保健に関する学識経験を有する次の各号に掲げる者であつて、かつ、委員としてふさわしい者のうちから、構成市村の長が協議会により定めた者について、二本松市長がこれを委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 医療関係者
- (4) 保健関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 雇用機関関係者
- (7) 企業関係者
- (8) 障がい者
- (9) 障がい者団体関係者
- (10) その他地域ケアに関し学識経験を有する者

3 委員に欠員が生じたときは、二本松市長は、速やかにその旨を二本松市を除く構成市村（以下「関係市村」という。）の長に通知するとともに、前項の例により当該委員を選任する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、毎年度1回開催するものとする。ただし、二本松市長が必要と認めるとき又は委員の要請があったときは、随時に開催することができる。

- 2 会議は、会長が招集する。ただし、新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、二本松市長が招集する。
- 3 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議は、会長が議長となり、会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(障がい者福祉担当者連絡会)

第9条 協議会の協議、対応等を詳細かつ円滑に行うため、協議会に障がい者福祉担当者連絡会（以下「連絡会」という。）を置くことができる。

- 2 連絡会は、第5条の規定により委嘱を受けた委員若しくは当該委員の属する機関、施設、団体等（以下「機関等」という。）に所属する職員等又は部会長が必要と認める者（以下「担当者」という。）をもって組織し、当該担当者の定数は、原則として一つの機関等につき1人とする。

(連絡会の部会構成及び所掌事務)

第10条 連絡会は、次に掲げる部会をもって構成し、それぞれの部会の所掌する事務は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども支援部会 管内に住所を有する乳幼児等の障がいの早期発見及び障がい福祉サービス必要の有無に関する情報収集、意見調整、解決案の提起等に関すること。
- (2) 教育支援部会 障がい児に対する教育、訓練等に係る情報収集、意見調整、解決案の提起等に関すること。
- (3) 就労支援部会 就学を終える者又は終えた者に対する就労に係る情報収集、意見調整、解決案の提起等に関すること。
- (4) 生活支援部会 障がい者等の生活支援に関する情報収集、意見調整、解決案の提起等に関すること。

(部会長及び副部会長)

第11条 部会に部会長及び副部会長1人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会を構成する担当員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を統括し、副部会長は、部会長が欠けたときにその職務を代理する。
- 4 部会長は、次条第1項に定める定例会を除く部会を招集し、部会の会議の議長となる。

(部会の開催)

第12条 部会は、部会毎に定例会を隔月1回開催するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、部会を構成する担当者からの申し出により部会長が必要と認めるときは、随時に部会を開催することができる。
- 3 部会長は、協議すべき案件に専門的な知識が必要であると認めるときは、予め、専門委員会の会長を通じ専門委員会の該当する委員に出席を求めることができる。
- 4 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って別に定める。

(協議会への報告)

第13条 部会は、所掌する事務について協議を行ったときは、速やかに、会長に結果を報告するものとする。

(守秘義務)

第14条 委員又は担当委員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(負担金)

第15条 協議会に要する経費に充てるための構成市村の負担金の額は、構成市村の長の協議により決定するものとする。

2 関係市村は、前項の規定により決定した負担金を二本松市に納入するものとする。

3 前項の規定による負担金の納入の時期については、構成市村の長がその協議により定める。

(協議会に関する二本松市の予算の執行)

第16条 協議会に要する経費については、二本松市の歳入歳出予算の定めるところにより執行するものとする。

(負担金の精算)

第17条 二本松市長は、各年度において協議会に要する経費の予算に残額が生じた場合においては、関係市村の負担金の額を翌年度において精算できるものとする。

(経費の執行状況)

第18条 二本松市長は、各年度の出納閉鎖後速やかに、協議会に要する経費の予算の執行状況を関係市村の長に通知するものとする。

(要綱の改廃)

第19条 二本松市長は、この要綱を改廃しようとするときは、あらかじめ関係市村の長と協議しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務に関し必要な事項は、二本松市長が関係市村の長と協議し別に定める。

2 前条又は前項の規定による別段の定めを二本松市が制定又は改廃したときは、二本松市長は、速やかに関係市村の長に通知するものとし、関係市村の長は、これを住民に公表しなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。(以下、改正附則省略)

(3) 本宮市障がい福祉推進本部規程

(設置)

第1条 本市の障がい福祉事業推進のため、本宮市障がい福祉推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本宮市障がい者計画の策定に関すること。
- (2) 本宮市障がい福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障がい者施策全般に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長に保健福祉部長、副本部長に社会福祉課長をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は会務を総理する。

2 本部長に事故があるときは、副本部長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が招集し、本部長が、会議の議長となる。

2 本部長が必要と認めたときは、会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 本部長は、所掌事項に係る専門的な調査研究を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部及び部会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部及び部会に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成21年9月11日訓令第26号)

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成23年12月9日訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月28日訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	職 名
本部長	保健福祉部長
副本部長	社会福祉課長
委員	総務課長
委員	財政課長
委員	政策推進課長
委員	高齢福祉課長
委員	子ども福祉課長
委員	保健課長
委員	市民福祉課長
委員	幼保学校課長

本宮市第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画

発行：平成30年3月

企画・編集：福島県 本宮市 保健福祉部 社会福祉課
〒969-1192

福島県本宮市本宮字万世212番地

TEL 0243-33-1111（代表）

FAX 0243-34-3138

URL <http://www.city.motomiya.lg.jp/>